○租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件（同一一）　三三四

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（同一二）　三三五

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第一号に規定する国税庁長官が定める措置を定める件の一部を改正する件（同一三）　三三六

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（同一四）　三三七

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件（同一五）　三三八

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（同一六）　三三九

○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（同一七）　三四〇

○消費税法施行令第十八条第七項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（同一八）　三四一

○租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件（**厚生労働**一六六）　三四〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**農林水産**五一三）　三三九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同五一四）　三四一

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同五一五）　三四二

○国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示（**経済産業**四九）　三四四

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（同五〇）　三四五

○産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示（同五一）　三四六

○中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項を定める件の一部を改正する件（同五二）　三四七

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**国土交通**二七八、二七九）　三四八

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件（同二八〇）　三四九

○租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示の一部を改正する件（同二八一）　三五〇

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（同二八二）　三五一

○租税特別措置法第三十七条第一項の表第五号及び第六十五条の七第一項の表第五号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（同二八三）　三五二

○平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（同二八四）　三五三

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同二八五）　三五四

○令和二年国土交通省告示第四百九十一号を廃止する告示（同二八六）　三五五

○地方税法施行規則に規定する船舶を定める告示の一部を改正する告示（同二八七）　三五六

○地方税法施行規則に規定する証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示（同二八八）　三五七

○地方税法施行規則附則第三条の二の二十一第一項の規定に基づき、平成三十年国土交通省告示第九百十三号の一部を改正する件（同二八九）　三五八

○地方税法施行規則附則第七条第十五項及び同条第十六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示（同二九〇）　三五九

○地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示（同二九一）　三六〇

○地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示（同二九二）　三六一

○地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イ及び地方税法施行規則附則第七条第十六項第四号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める告示（同二九三）　三六二

○平成二十五年国土交通省告示第三百三十九号の一部を改正する件（同二九四）　三六三

○平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を改正する件（同二九五）　三六四

○平成二十七年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する件（同二九六）　三六五

（以下次のページへ続く）